

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 新旧対照表

新	旧
<p>○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 平成23年10月20日規則第63号 改正 令和5年6月9日規則第88号 <u>改正 令和7年9月30日規則第87号</u></p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第12条（略）</p> <p><u>（終身賃貸事業の認可申請）</u> 第13条 法第56条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けようとする終身賃貸事業者は、別記第6号様式による終身賃貸事業変更認可申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p><u>（終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の変更の届出手続）</u> <u>第13条の2 法第57条第3項の規定により賃貸住宅の変更の届出をするときは、別記第6号様式の2による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（解約の申入れの承認申請） 第14条 法第59条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとする認可事業者は、別記第7号様式による終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p>（地位の承継の届出手続等） 第15条 法第68条第2項の規定により地位の承継の届出をするときは、別記第8号様式による認可事業者地位承継届出書を知事に提出しなければならない。 2 法第68条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者</p>	<p>○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 平成23年10月20日規則第63号 改正 令和5年6月9日規則第88号</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則</p> <p>高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第12条（略）</p> <p><u>（事業の変更の認可申請）</u> 第13条 法第56条第1項の規定により事業の変更の認可を受けようとする終身賃貸事業者は、別記第6号様式による終身賃貸事業変更認可申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p>（解約の申入れの承認申請） 第14条 法第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとする認可事業者は、別記第7号様式による終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p>（地位の承継の届出手続等） 第15条 法第67条第2項の規定により地位の承継の届出をするときは、別記第8号様式による認可事業者地位承継届出書を知事に提出しなければならない。 2 法第67条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者</p>

新	旧
<p>は、別記第9号様式による認可事業者地位承継承認申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p>(事業の廃止の届出手続)</p> <p>第16条 法<u>第71条第1項</u>の規定により事業の廃止の届出をするときは、別記第10号様式による終身賃貸事業廃止届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)</p> <p>2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年高知県規則第154号)は、廃止する。</p> <p>附 則(令和5年6月9日規則第88号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p><u>附 則(令和7年9月30日規則第87号)</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	<p>は、別記第9号様式による認可事業者地位承継承認申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p>(事業の廃止の届出手続)</p> <p>第16条 法<u>第70条第1項</u>の規定により事業の廃止の届出をするときは、別記第10号様式による終身賃貸事業廃止届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)</p> <p>2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年高知県規則第154号)は、廃止する。</p> <p>附 則(令和5年6月9日規則第88号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p>

新	旧
<p>第5号様式 (第11条関係)</p> <p>← 9センチメートル →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">写真貼り付け箇所</div> <div style="text-align: center;">第 号</div> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> </div> <p>↑ 5.5センチメートル ↓</p> <p>備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。</p> <p>2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。</p> <p>3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抜粋) (報告、検査等)</p> <p>第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第81条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第24条第1項若しくは第36条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第80条第2項又は前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> </div>	<p>第5号様式 (第11条関係)</p> <p>← 9センチメートル →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">写真貼り付け箇所</div> <div style="text-align: center;">第 号</div> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> </div> <p>↑ 5.5センチメートル ↓</p> <p>備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。</p> <p>2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。</p> <p>3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抜粋) (報告、検査等)</p> <p>第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第24条第1項又は第36条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>(5) <u>第24条第1項又は第36条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>(6) <u>第24条第1項又は第36条第1項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>第82条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> </div>

新

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

終身賃貸事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
変更後の事業の内容	別添のとおり	
変更内容の概要	変更前	
	変更後	
変更理由		

- 注 1 変更後の事業の内容については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式の別紙に準じて作成し、添えてください。
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条第2項に規定する書面及び書類（変更に係るものに限ります。）を添えてください。

旧

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

終身賃貸事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
変更後の事業の内容	別添のとおり	
変更内容の概要	変更前	
	変更後	
変更理由		

- 注 1 変更後の事業の内容については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式の別紙に準じて作成し、添えてください。
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限ります。）を添えてください。

新

旧

第6号様式の2 (第13条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第3項の規定により終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の変更を届け出たいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の2の規定により次のとおり関係書類を添えて提出します。

認可年月日及び 認可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	
	変更後	
	理由	
変更予定年月日	年 月 日	

注 次に掲げる事項（高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第5項に規定する登録住宅にあっては、1及び2に掲げる事項）が分かる資料を併せて提出してください。

- 1 賃貸住宅の位置
- 2 賃貸住宅の戸数
- 3 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

新設

新

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第59条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れについて承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第14条の規定により次のとおり申請します。

認可事業者の氏名又は名称		
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
解約の申入れの対象となる賃借人	住戸番号	賃借人の氏名
解約の申入れの理由		

旧

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れについて承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第14条の規定により次のとおり申請します。

認可事業者の氏名又は名称		
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
解約の申入れの対象となる賃借人	住戸番号	賃借人の氏名
解約の申入れの理由		

新

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

認可事業者地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第1項の規定により認可事業者の地位を承継しましたので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継した者の氏名又は名称	
地位を承継した者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継した理由	
一般承継人となった時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- （1） 認可事業者との関係を証明する書類
- （2） 一般承継人となったことを証明することができる書類
- （3） 認可住宅の管理業務者の同意書

旧

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

認可事業者地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第1項の規定により認可事業者の地位を承継しましたので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継した者の氏名又は名称	
地位を承継した者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継した理由	
一般承継人となった時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- （1） 認可事業者との関係を証明する書類
- （2） 一般承継人となったことを証明することができる書類
- （3） 認可住宅の管理業務者の同意書

新

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第3項の規定に基づき認可事業者の地位の承継について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継する者の氏名又は名称	
地位を承継する者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継する理由	
権原を取得した時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 権原を取得したことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

旧

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第3項の規定に基づき認可事業者の地位の承継について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継する者の氏名又は名称	
地位を承継する者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継する理由	
権原を取得した時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 権原を取得したことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

新

第10号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身賃貸事業廃止届出書

終身賃貸事業を廃止しますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第71条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
事業を廃止する理由	

注 事業の認可の効力は、届出が受理された日から将来に向かって失われます。

旧

第10号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身賃貸事業廃止届出書

終身賃貸事業を廃止しますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
事業を廃止する理由	

注 事業の認可の効力は、届出が受理された日から将来に向かって失われます。